

○厚生労働省令第百十五号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（船員保険法施行規則の一部改正）

第一条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(遺族年金の申請)</p> <p>第二百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者(次条第一項又は第三百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、個人番号又は基礎年金番号三〇十一 (略)</p> <p>三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明する書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(後順位者の申請手続)</p> <p>第三百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第二百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。</p>	<p>(遺族年金の申請)</p> <p>第二百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者(次条第一項又は第三百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、個人番号又は基礎年金番号三〇十一 (略)</p> <p>三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(後順位者の申請手続)</p> <p>第三百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第二百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。</p>

らない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、個人番号又は基礎年金番号

三 十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、基礎年金番号通知書その他基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五 七 (略)

3 六 (略)

らない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、個人番号又は基礎年金番号

三 十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五 七 (略)

3 六 (略)

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第三章の三 (略) 第四章 認可に関する通知等 (第七十九条―第八十七条の二) 第五章・第六章 (略) 附則</p> <p>(基礎年金番号通知書等の提出) 第三条 かつて被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)) 第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。))による被保険者を含む。 以下この条において同じ。)であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。)の資格を取得したとき(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたときとし、事業主に個人番号を提供している場合を除く。)は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。</p> <p>(削る) (削る)</p> <p>2 初めて当然被保険者の資格を取得した者は、基礎年金番号通知</p>	<p>目次 第一章～第三章の三 (略) 第四章 認可に関する通知等 (第七十九条―第八十七条の三) 第五章・第六章 (略) 附則</p> <p>(年金手帳の提出等) 第三条 かつて被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)) 第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。))による被保険者を含む。 以下この条において同じ。)であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。)の資格を取得したとき(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき)は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。 この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。 一 年金手帳に記載されている氏名に変更がある者 変更前及び変更後の氏名 二 当然被保険者の資格を取得するに至つたとき(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき)まで第四種被保険者(昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有していた者 その旨</p> <p>2 初めて当然被保険者の資格を取得した者は、年金手帳を所持し</p>

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を所持しているとき（事業主に個人番号を提供している場合を除く。）は、直ちに、当該書類を事業主に提出しなければならない。

（任意単独被保険者の資格取得認可の申請）

第四条（略）

2 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者は、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を当該申請書に付記しなければならない。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二・三（略）

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第五条の二（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一（略）
- 二 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三〇七（略）

3（略）

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一（略）
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかに

しているときは、直ちに、その年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前及び変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。

（任意単独被保険者の資格取得認可の申請）

第四条（略）

2 前項の者は、年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を同項の申請書に付記しなければならない。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二・三（略）

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第五条の二（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一（略）
- 二 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三〇七（略）

3（略）

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一（略）
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにするこ

かにすることができ書類
三〇七 (略)

(高齡任意加入被保険者の氏名変更の届出)

第五条の四 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えなければならない。

一・二 (略)

(高齡任意加入被保険者の住所変更の届出)

第五条の五 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えなければならない。

一・三 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第六条 被保険者(法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができないう者に限る。次条において同じ。)は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出なければ

とができる書類
三〇七 (略)

(高齡任意加入被保険者の氏名変更の届出)

第五条の四 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えなければならない。

一・二 (略)

(高齡任意加入被保険者の住所変更の届出)

第五条の五 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えなければならない。

一・三 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第六条 被保険者(法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができないう者に限る。次条において同じ。)は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとと

ばならない。

(第四種被保険者の資格取得の申出)

第七条 昭和六十年改正法附則第四十三条第二項又は第五項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを機構に提出することによつて行うものとする。

一 一六 (略)

2・3 (略)

(第四種被保険者の氏名変更の届出)

第九条 第四種被保険者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

もに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

(第四種被保険者の資格取得の申出)

第七条 昭和六十年改正法附則第四十三条第二項又は第五項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行うものとする。

一 一六 (略)

2・3 (略)

(第四種被保険者の氏名変更の届出)

第九条 第四種被保険者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

(年金手帳の再交付の申請)

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者(旧船員保険法による被保険者であつた者を含む。次項において同じ。)は、年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2 被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一 氏名(年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名)、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 最初に法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者(以下「船員被保険者」という。)以外の被保険者とし

第十一条・第十一条の二 (略)

(基礎年金番号通知書の返付等)

第十六条 事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

(基礎年金番号通知書の交付)

第十七条 事業主は、第八十一条第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、速やかに、これを被保険者に交付しなければならない。

て使用された事業所の名称及び所在地並びに船員被保険者以外の被保険者の資格を取得した年月日又は最初に船員被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。以下この号において同じ。)として使用された船舶所有者の氏名及び住所並びに船員被保険者の資格を取得した年月日

四 現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地若しくは船舶所有者の氏名及び住所又は最後に船員被保険者以外の被保険者として使用された事業所の名称及び所在地並びに最後に船員被保険者として使用される船舶所有者の氏名及び住所又は最後に船員被保険者として使用された船舶所有者の氏名及び住所並びに最後に船員被保険者の資格を喪失した年月日

五 年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由前項の申請書(年金手帳を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。)には、年金手帳を添えなければならない。

第十一条の二・第十一条の三 (略)

(年金手帳の返付等)

第十六条 事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて年金手帳の提出を受けたときは、当該年金手帳を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。この場合において、第三条第一項第一号又は第二項の申出があつた者については、その者の年金手帳に変更後の氏名を記載しなければならない。

(年金手帳の交付)

第十七条 事業主は、第八十一条第二項の規定によつて年金手帳の送付を受けたときは、速やかに、これを被保険者に交付しなければならない。

(基礎年金番号通知書等の適正な取扱い)

第十七条の二 事業主は、第三条第一項若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

(被保険者の氏名変更の届出等)

第二十一条 事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2 (略)

3 船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

5 日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第三項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の三）を添えなければならない。

(裁定の請求)

(年金手帳の適正な取扱い)

第十七条の二 事業主は、第三条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により年金手帳の送付を受けたときは、当該年金手帳を適正に取り扱わなければならない。

(被保険者の氏名変更の届出等)

第二十一条 事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2 (略)

3 事業主は、第一項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

4 船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

5 船舶所有者は、第四項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

7 日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第四項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の三）を添えなければならない。

(裁定の請求)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二、四 (略)

四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 3 12 (略)

(裁定請求の特例)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

4・5 (略)

第三十条の三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二、四 (略)

四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 3 12 (略)

(裁定請求の特例)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

4・5 (略)

第三十条の三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 三〇七 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第四十条の二 (略)

2 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 三〇六 (略)

(裁定の請求)

第四十四条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 三〇八 (略)

八の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 三〇七 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第四十条の二 (略)

2 前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 三〇六 (略)

(裁定の請求)

第四十四条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 三〇八 (略)

八の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九・十 (略)
3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第四十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(改定の請求)

第四十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 (略)

第四十七条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九・十 (略)
3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第四十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(改定の請求)

第四十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 (略)

第四十七条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 三〇五 (略)

4 (配偶者を有するに至つたときの届出)
第四十七条の三 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

第五十条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

この場合において、同項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〇七 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第五十六条の二 (略)

2 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

三〇六 (略)

(裁定の請求)

第六十条 (略)

2 (略)

3 三〇五 (略)

4 (配偶者を有するに至つたときの届出)
第四十七条の三 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

第五十条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

この場合において、同項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〇七 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第五十六条の二 (略)

2 前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

三〇六 (略)

(裁定の請求)

第六十条 (略)

2 (略)

<p>3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>四 二の二、十四 (略)</p> <p>五 七 (略)</p>	<p>3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳(年金手帳を添えることができないときは、その事由書)</p> <p>四 二の二、十四 (略)</p> <p>五 七 (略)</p>
<p>(胎児の出生による裁定の請求の特例)</p> <p>第六十条の二 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 二、三 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(胎児の出生による裁定の請求の特例)</p> <p>第六十条の二 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の年金手帳その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 二、三 (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(支給停止解除の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 七 (略)</p>	<p>(支給停止解除の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 七 (略)</p>

<p>3 (略)</p> <p>(胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(所在不明とされた者の申請)</p> <p>第六十七条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(所在不明の届出等)</p> <p>第七十三条の二 (略)</p> <p>2 前項の届書には、受給権者の<u>基礎年金番号通知書</u>その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 6 (略)</p> <p>(裁定の請求)</p> <p>第七十六条の二 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(所在不明とされた者の申請)</p> <p>第六十七条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(所在不明の届出等)</p> <p>第七十三条の二 (略)</p> <p>2 前項の届書には、受給権者の<u>年金手帳</u>その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 6 (略)</p> <p>(裁定の請求)</p> <p>第七十六条の二 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>
--	---

一 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

(裁定の請求)

第七十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法

第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる書類の添付

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分

割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第一号

改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)及び第二号改定者(同項に規定する第二

号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書

の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。

ロ ホ (略)

二 次に掲げる書類等の持参(第一号改定者又はその代理人(以下この号において「第一号代理人」という。)及び第二号改定者又はその代理人(第一号代理人を除く。以下この号において「第二号代理人」という。))が共に行うものに限る。)

一 年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

(裁定の請求)

第七十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法

第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる書類の添付

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分

割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第一号

改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)及び第二号改定者(同項に規定する第二

号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則

第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。)

ロ ホ (略)

二 次に掲げる書類等の持参(第一号改定者又はその代理人(以下この号において「第一号代理人」という。)及び第二号改定者又はその代理人(第一号代理人を除く。以下この号において「第二号代理人」という。))が共に行うものに限る。)

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類（第一号改定者及び第二号改定者の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。）

ロ (略)

2 (略)

（当事者からの情報提供請求）

第七十八条の六 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

三 七 (略)

（標準報酬改定請求）

第七十八条の十一 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

3 (略)

（三号分割標準報酬改定請求）

第七十八条の十九 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類（第一号改定者及び第二号改定者の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。）

ロ (略)

2 (略)

（当事者からの情報提供請求）

第七十八条の六 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

三 七 (略)

（標準報酬改定請求）

第七十八条の十一 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

3 (略)

（三号分割標準報酬改定請求）

第七十八条の十九 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇五 (略)

3 (略)

(基礎年金番号通知書の交付等)

第八十一条 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。)については、同条第二項各号に掲げる事項を記載した基礎年金番号通知書を作成して被保険者に交付しなければならない。

2 前項の場合において、基礎年金番号通知書を交付しようとするときは、厚生労働大臣は、当該被保険者を使用する事業主を通じて交付することができる。

(削る)

第八十五条 (略)

(添付書類の特例)

第八十六条 (略)

二〇七 (略)

8 第三章から第三章の三まで及び附則の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を請

にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇五 (略)

3 (略)

(年金手帳の交付等)

第八十一条 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条の規定により年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)については、同令に定める様式による年金手帳を作成して被保険者に交付しなければならない。

2 前項の場合において、年金手帳を交付しようとするときは、厚生労働大臣は、当該被保険者を使用する事業主を通じて交付することができる。

(年金手帳の再交付)

第八十五条 厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定による申請があつたときは、年金手帳を作成して申請者に交付しなければならない。

第八十六条 (略)

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

二〇七 (略)

8 第三章から第三章の三まで及び附則の規定により年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を請求書、申請

求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要しないものとする。

第八十七条・第八十七条の二 (略)

(法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十三条 法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 六 (略)

(削る)

七 (略)

(削る)

八 十二 (略)

(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 三 (略)

四 第八十一条の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務

五 十一 (略)

附則

7 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

書、申出書又は届書に添えることを要しないものとする。

第八十七条の二・第八十七条の三 (略)

(法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十三条 法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 六 (略)

七 第八十一条の規定による年金手帳の作成及び交付

八 (略)

九 第八十五条の規定による年金手帳の作成及び交付

十 十四 (略)

(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 三 (略)

(新設)

四 十 (略)

附則

7 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

11。前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 十一 (略)

11。前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 十一 (略)

(老齡福祉年金支給規則の一部改正)

第三条 老齡福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 二の三 (略)</p> <p>三 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにするこ とができる書類</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(給付に関する通知等)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の 規定によつて請求書に添えて基礎年金番号通知書が提出されてい るときは、これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請 求者に返付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 二の三 (略)</p> <p>三 国民年金手帳(国民年金手帳を添えることができないときは 、その事由書)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(給付に関する通知等)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の 規定によつて請求書に添えて国民年金手帳が提出されているとき は、これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に 返付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

(国民年金法施行規則の一部改正)

第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第四章 (略) 第五章 雑則(第八十四条―第三百三十五条) 附則</p> <p>(基礎年金番号)</p> <p>第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号。以下「法」という。)第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、第十條第一項及び厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第八十一条第一項の規定により交付された基礎年金番号通知書に記載された記号番号をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号に規定する厚生労働省令で定める者)</p> <p>第一条の二 法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する</p>	<p>目次 第一章～第四章 (略) 第五章 雑則(第八十三条の八―第三百三十五条) 附則</p> <p>(基礎年金番号)</p> <p>第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号。以下「法」という。)第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる記号番号をいう。</p> <p>一 国民年金手帳の交付を受けた者(次号に規定する者を除く。)</p> <p>二 国民年金手帳の記号番号</p> <p>二 第八十三条の八の規定により通知書の交付を受けた者 当該通知書に記載された記号番号</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第八項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号に規定する厚生労働省令で定める者)</p> <p>第一条の二 法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十一条第一項第一号及び第八項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する</p>

法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

（資格取得の届出）

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。

一（略）

二 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三・四（略）

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

（資格取得の届出）

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。

一（略）

二 国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名

三・四（略）

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 届書又は光ディスクに第四号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、変更前の氏名に変更があるときは、変更前の氏名
- 三 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- 一 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 一の二 (略)
- 二 第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類
- イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ロ 二 (略)
- (資格取得の申出)
- 第二条 法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。
- 一 (略)
- 二 申出書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、変更前の氏名に変更があるときは、変更前の氏名

- 一 (略)
- 二 国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名
- 三 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- 一 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 一の二 (略)
- 二 第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類
- イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ロ 二 (略)
- (資格取得の申出)
- 第二条 法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。
- 一 (略)
- 二 国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名

三〇七 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇五 (略)

(法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第二条の二 法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則

第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十

一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第

二十三條第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

三 (略)

(資格喪失の届出)

第三条 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出(法第九条第一号又は第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。次項において同じ。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

三〇七 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇五 (略)

(法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第二条の二 法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則

第五条第六項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十

一条第七項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第

二十三條第七項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

三 (略)

(資格喪失の届出)

第三条 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出(法第九条第一号又は第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。次項において同じ。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〇三 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号を明らかにすることができない。一〇六 (略)

(資格喪失の申出)

第六条 法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一条第五項又は平成十六年改正法附則第二十三条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〇二 (略)

(被保険者の種別変更の届出)

第六条の二 法第十二条第一項の規定による被保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又は第三号被保険者が第二号被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))にあつては、厚生年金保険法第十八条第一項の規定により機構が当該第一号厚生年金被保険者の資格の取得を確認した場合の当該第一号厚生年金被保険者に、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者にあつては、法附則第八条の規定により機構が当該組合

一〇三 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができない。一〇六 (略)

(資格喪失の申出)

第六条 法附則第五条第五項、平成六年改正法附則第十一条第六項又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〇二 (略)

(被保険者の種別変更の届出)

第六条の二 法第十二条第一項の規定による被保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又は第三号被保険者が第二号被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))にあつては、厚生年金保険法第十八条第一項の規定により機構が当該第一号厚生年金被保険者の資格の取得を確認した場合の当該第一号厚生年金被保険者に、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者にあつては、法附則第八条の規定により機構が当該組合

員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に限る。)となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第一号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載するものが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三・四 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の種別の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第三号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて届書又は光ディスクに第六号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録するものが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三・七 (略)

3 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に限る。)となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第一号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて、国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名

三・四 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の種別の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第三号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて、国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名

三・七 (略)

3 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 前項の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ・ハ (略)

(被扶養配偶者でなくなつたことの届出)

第六条の二の二 法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が第二号被保険者でなくなつたこと又は第三号被保険者が法第八条第四号若しくは第九条第一号に該当するに至つたことによる届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

(第三号被保険者の配偶者に関する届出)

第六条の三 (略)

2 前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎

二 前項の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ・ハ (略)

(被扶養配偶者でなくなつたことの届出)

第六条の二の二 法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が第二号被保険者でなくなつたこと又は第三号被保険者が法第八条第四号若しくは第九条第一号に該当するに至つたことによる届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

(第三号被保険者の配偶者に関する届出)

第六条の三 (略)

2 前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎

年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

(法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出)

第六条の四 法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三・六 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(時効消滅不整合期間の届出)

第六条の五 (略)

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(氏名変更の届出)

年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

(法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出)

第六条の四 法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 国民年金手帳に記載されている氏名に変更がある者にあつては、変更前の氏名

三・六 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(時効消滅不整合期間の届出)

第六条の五 (略)

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(氏名変更の届出)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(住所変更の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による被保険者(第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 五 (略)

(届出の報告)

第九条 (略)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(住所変更の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による被保険者(第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 五 (略)

(届出の報告)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、事業主等は、受理した届書（氏名の変更に係る届書を除く。）又は光ディスクに添えられた基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類によつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付することをもつて、同項の規定にかかわらず、当該基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出に代えることができる。

（基礎年金番号通知書の交付等）

第十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者（第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の対象者である配偶者（以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。）にあつては、法第八十二条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。）に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならぬ。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。

一 初めて法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得した者（第一号厚生年金被保険者の資格を取得した者を除き、法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格を取得した者を含む。）

二 第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付を受ける権利を有する者

2・3 (略)

4 第二項の場合において、事業主等は、受理した届書（氏名の変更に係る届書を除く。）又は光ディスクに添えられた国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類によつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付することをもつて、同項の規定にかかわらず、当該国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出に代えることができる。

（国民年金手帳の様式）

第十条 法第十三条第一項（法附則第五条第四項において準用する場合を含む。）及び法附則第七条の四第二項の国民年金手帳は、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する様式による。

三 第十六条第一項第六号口からトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者

四 厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による請求をした者

五 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による請求をした者

2 前項の基礎年金番号通知書には、当該基礎年金番号通知書を交付する者に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基礎年金番号

二 氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）及び生年月日

3 基礎年金番号通知書を交付する日

厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者に対して基礎年金番号通知書を交付するときは、当該組合員又は加入者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して交付するものとする。

（基礎年金番号通知書の再交付の申請）

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、基礎年金番号通知書を滅失し、若しくは毀損したとき又は基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2 被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名（基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二 （略）

三 基礎年金番号通知書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

（新設）

（新設）

（国民年金手帳の再交付の申請）

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金手帳を破り、汚し、若しくは失つたとき又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、国民年金手帳の再交付を機構に申請することができる。

2 前項の申請をするには、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 氏名（国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、性別、生年月日及び住所

二 （略）

三 国民年金手帳を破り、汚し、又は失つた者にあつては、その事由

(削る)

(承認に関する通知等)

第十四条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の再交付の申請書を受理したときは、新たに基礎年金番号通知書を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。
(削る)

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十条第一項の規定に基づき基礎年金番号通知書を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該届出人に交付しなければならない。

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)
第十五条の四 法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。
。ただし、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める

事項

イ (略)

ロ 第二号被保険者としての被保険者期間 厚生年金保険法施

3 前項の申請書(国民年金手帳を失ったことによる第一項の申請に係るものを除く。)には、国民年金手帳を添えなければならない。

(承認に関する通知等)

第十四条 (略)

2 厚生労働大臣は、国民年金手帳再交付申請書を受理したときは、新たに国民年金手帳を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。

3 厚生労働大臣は、職権により法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得したことを確認したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付することができる。

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、法第十三条第一項の規定に基づき国民年金手帳を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該届出人に交付しなければならない。

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)
第十五条の四 法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。
。ただし、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める

事項

イ (略)

ロ 第二号被保険者としての被保険者期間 厚生年金保険法施

行規則第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(裁定の請求)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ (略)

ハ 最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

二 (略)

四〇八 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(裁定の請求)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ (略)

ハ 最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

二 (略)

四〇八 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇十二 (略)

3〇7 (略)

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

2〇3 (略)

4 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

5〇6 (略)

第十六条の四 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇三 (略)

3〇5 (略)

(支給停止解除の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇四 (略)

3〇4 (略)

三〇十二

3〇7 (略)

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

2〇3 (略)

4 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

5〇6 (略)

第十六条の四 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二〇三 (略)

3〇5 (略)

(支給停止解除の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者

にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇四 (略)

3〇4 (略)

(改定の請求)

第十七条の二の三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(支給停止事由消滅の届出)

第十七条の七 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)
二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

3・4 (略)

第十七条の八 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)
二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

第十七条の九 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

(改定の請求)

第十七条の二の三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(支給停止事由消滅の届出)

第十七条の七 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)
二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

3・4 (略)

第十七条の八 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)
二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

第十七条の九 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

- 二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 (略)

(共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出)

第十七条の十 (略)

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 (略)

(所在不明の届出等)

第二十三条 (略)

- 2 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
- 3 7 (略)

(裁定の請求)

第三十一条 (略)

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 三 13 (略)
- 3 9 (略)

- 二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 (略)

(共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出)

第十七条の十 (略)

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 (略)

(所在不明の届出等)

第二十三条 (略)

- 2 前項の届書には、受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
- 3 7 (略)

(裁定の請求)

第三十一条 (略)

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 三 13 (略)
- 3 9 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十二条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 十 (略)

3・4 (略)

(改定の請求)

第三十三条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 6 (略)

第三十三条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 五 (略)

3 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十二条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 十 (略)

3・4 (略)

(改定の請求)

第三十三条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 6 (略)

第三十三条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 五 (略)

3 (略)

第三十五条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

一 の二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 八 (略)

3 (略)

(裁定の請求)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

一 の二 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 の二 七 (略)

4 七 (略)

(裁定の請求の特例)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は

第三十五条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

一 の二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 八 (略)

3 (略)

(裁定の請求)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

一 の二 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 の二 七 (略)

4 七 (略)

(裁定の請求の特例)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の国民年金手帳その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基

<p>子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 6 (略)</p>	<p>基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 6 (略)</p>
<p>(支給停止解除の申請)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p>	<p>(支給停止解除の申請)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 6 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 6 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>
<p>(胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>	<p>(胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>
<p>一 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>一 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(所在不明とされた者の申請)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(所在不明とされた者の申請)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

3 (略)

(裁定の請求)

第六十条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 夫の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

三の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四〇六 (略)

3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第六十条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

(支給停止事由該当の届出)

第六十条の四 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者に

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

3 (略)

(裁定の請求)

第六十条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 夫の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

三の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四〇六 (略)

3・4 (略)

(支給停止解除の申請)

第六十条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

(支給停止事由該当の届出)

第六十条の四 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者に

あつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(支給停止事由消滅の届出)

第六十条の五 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(裁定の請求)

第六十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

3・4 (略)

(裁定の請求)

第六十三条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

(老齢基礎年金に関する規定の準用)

第六十三条の二 第二十四条(第一項第四号及び第三項から第七項までを除く。)、第二十五条(第一項第一号の二、第三号及び第六号口を除く。)、及び第二十六条の規定は、脱退一時金について

あつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

(支給停止事由消滅の届出)

第六十条の五 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(裁定の請求)

第六十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 五 (略)

3・4 (略)

(裁定の請求)

第六十三条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

(老齢基礎年金に関する規定の準用)

第六十三条の二 第二十四条(第一項第四号及び第三項から第七項までを除く。)、第二十五条(第一項第一号の二、第三号及び第六号口を除く。)、及び第二十六条の規定は、脱退一時金について

準用する。この場合において、第二十四条第二項第一号中「老齡基礎年金の年金証書（年金証書を添えることができなるときは、その事由書）」とあるのは「基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、第二十五条第一項第二号の二中「個人番号又は基礎年金番号」とあるのは「基礎年金番号」と、同項第六号イ中「預金口座の口座番号」とあるのは「所在地並びに預金口座の口座番号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(裁定の請求)

第六十三条の三 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 九 (略)

(給付に関する通知等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十六条第二項、第三十一条第二項、第六十三条第二項又は第六十三条の三第二項の規定によつて基礎年金番号通知書が提出されているときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければならない。

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)

第七十三条の三 (略)

2 前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

準用する。この場合において、第二十四条第二項第一号中「老齡基礎年金の年金証書（年金証書」とあるのは「国民年金手帳（国民年金手帳」と、第二十五条第一項第二号の二中「個人番号又は基礎年金番号」とあるのは「基礎年金番号」と、同項第六号イ中「預金口座の口座番号」とあるのは「所在地並びに預金口座の口座番号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(裁定の請求)

第六十三条の三 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 国民年金手帳（国民年金手帳を添えることができなるときは、その事由書）

二 九 (略)

(給付に関する通知等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十六条第二項、第三十一条第二項、第六十三条第二項又は第六十三条の三第二項の規定によつて国民年金手帳が提出されているときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければならない。

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)

第七十三条の三 (略)

2 前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 (略)

(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出)
第七十三条の七 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

四 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 (略)

(保険料免除に関する届出)

第七十五条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたことを確認したときは、この限りでない。

一・三 (略)

(保険料の納付の申出等)

第七十五条の二 法第八十九条第二項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3 (略)

(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出)
第七十三条の七 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

四 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 (略)

(保険料免除に関する届出)

第七十五条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたことを確認したときは、この限りでない。

一・三 (略)

(保険料の納付の申出等)

第七十五条の二 法第八十九条第二項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳そ

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申出を行った者が同項第二号に規定する期間（既に納付された保険料及び既に納期限の到来している保険料に係る期間を除く。）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

第七十六条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第七十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

3・4 (略)

第七十七条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申出を行った者が同項第二号に規定する期間（既に納付された保険料及び既に納期限の到来している保険料に係る期間を除く。）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

第七十六条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第七十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 四 (略)

3・4 (略)

第七十七条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす

かにすることができる書類
二〇四 (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)
第七十七条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二〇五 (略)

3 (略)

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請)
第七十七条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二〇四 (略)

3・4 (略)

(保険料全額免除等に係る配偶者に関する届出)
第七十七条の七の二 (略)

2 前項の届書には次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)
3 (略)

ることができる書類
二〇四 (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)
第七十七条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二〇五 (略)

3 (略)

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請)
第七十七条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二〇四 (略)

3・4 (略)

(保険料全額免除等に係る配偶者に関する届出)
第七十七条の七の二 (略)

2 前項の届書には次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)
3 (略)

(保険料免除取消の申請)

第七十七条の八 (略)

- 2 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申請書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出)

第七十七条の九 法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき(その原因が卒業であるときを除く。)は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2・3 (略)

(追納申込書の記載事項)

第七十八条 令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〜四 (略)

(国民年金後納保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年

(保険料免除取消の申請)

第七十七条の八 (略)

- 2 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申請書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出)

第七十七条の九 法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき(その原因が卒業であるときを除く。)は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2・3 (略)

(追納申込書の記載事項)

第七十八条 令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金保険料追納申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一〜四 (略)

(国民年金後納保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年

経過措置政令」という。)第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金後納保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金後納保険料納付申込書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、三 (略)

(特定保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二の二 令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、三 (略)

(保険料の納付等の申出)

第七十八条の三 法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、二 (略)

第七十八条の四 法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

経過措置政令」という。)第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金後納保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金後納保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、三 (略)

(特定保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二の二 令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該特定保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、三 (略)

(保険料の納付等の申出)

第七十八条の三 法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一、二 (略)

第七十八条の四 法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

ならない。

一・二 (略)

(保険料の納付の届出)

第七十八条の五 第一号被保険者(法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。次条において同じ。)は、独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の第二項の規定による保険料を納付する者となつたとき(同項の規定による申出をして同項の規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

第七十八条の六 第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失(独立行政法人農業者年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。)により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

(前納保険料の還付請求)

第八十条 令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請

い。

一・二 (略)

(保険料の納付の届出)

第七十八条の五 第一号被保険者(法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。次条において同じ。)は、独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の第二項の規定による保険料を納付する者となつたとき(同項の規定による申出をして同項の規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

第七十八条の六 第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失(独立行政法人農業者年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。)により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・三 (略)

(前納保険料の還付請求)

第八十条 令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請

求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2
一～四（略）

（削る）

求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、国民年金手帳を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2
一～四（略）

（基礎年金番号に関する通知）

第八十三条の八 厚生労働大臣は、国民年金手帳の交付を受けていない者が、次の各号のいずれかに該当する者となつたとき（第三号から第五号までに規定する者にあつては、法第八十二条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は受給権者若しくはその配偶者に関する資料の提供を受けた場合に限る。）は、その者に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により通知書を交付した者に対しては、交付しないものとする。

- 一 第十六条第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者
- 二 第十六条第一項第六号ロ又はハに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者
- 三 初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者
- 四 第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者
- 五 第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者
- 六 厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による請求をした者
- 七 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による請求をした者

(基礎年金番号通知書等の返付)

第八十四条 厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から第七十八条の六まで又は第八十条第一項の規定によつて、申出書、届書又は請求書に添えて基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類が提出されたときは、これを当該被保険者(第二号被保険者を除く。以下この項において同じ。)、被保険者であつた者又は請求者に返付しなければならない。

(添付書類の省略等)

第八十五条 (略)

2 5 6 (略)

7 第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一・二 (略)

二の二 第十一条第二項の規定による申請書の受理

三 (略)

四 第十四条第一項の規定による通知

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、同項第三号に規定する者に通知書を交付するときは、当該者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由するものとする。

(国民年金手帳又は年金証書の返付)

第八十四条 厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から第七十八条の六まで又は第八十条第一項の規定によつて、申出書、届書又は請求書に添えて国民年金手帳が提出されたときは、これを当該被保険者(第二号被保険者を除く。以下この項において同じ。)、被保険者であつた者又は請求者に返付しなければならない。

(添付書類の省略等)

第八十五条 (略)

2 5 6 (略)

7 第一章の二から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 第十四条第一項の規定による通知並びに同条第二項及び第三

五 第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通知並びに同条第三項の規定による基礎年金番号通知書の交付

五の二、十八 (略)

十九 (略)

(削る)

二十、二十七 (略)

(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第九十六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 第十条第一項及び第十四条第二項の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務

二、十五 (略)

附則

6 (第三号被保険者の住所変更の届出の特例)

法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者(法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。))である第三号被保険者に限る。)の住所の変更の届出は、当分の間、第八条第二項の規定にかかわらず、法第十二条第六項の規定により当該届出を經由して行うこととされている事業主に対して厚生労働大臣が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えることを要しないものとする。

項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五 第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通知並びに同条第三項の規定による国民年金手帳の交付

五の二、十八 (略)

十八の二 (略)

十九 第八十三条の八第一項の規定による通知

二十、二十七 (略)

(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第九十六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

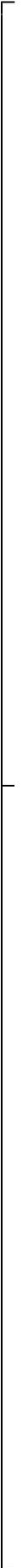
(新設)

一、十四 (略)

附則

6 (第三号被保険者の住所変更の届出の特例)

法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者(法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。))である第三号被保険者に限る。)の住所の変更の届出は、当分の間、第八条第二項の規定にかかわらず、法第十二条第六項の規定により当該届出を經由して行うこととされている事業主に対して厚生労働大臣が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、国民年金手帳を添えることを要しないものとする。



(沖繩の復歸に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第五条 沖繩の復歸に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十一条 令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の<u>基礎年金番号</u>を明らかにすることができる書類又は同号に規定する承認を受けたことを明らかにすることができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>(従前沖繩に住所を有していた者の書類の提出等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 住所が沖繩県の区域内にある者であつて<u>基礎年金番号通知書</u>その他の<u>基礎年金番号</u>を明らかにすることができる書類を所持しているものにあつては、<u>当該書類</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十一条 令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>又は同号に規定する承認を受けたことを明らかにすることができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>(従前沖繩に住所を有していた者の書類の提出等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 住所が沖繩県の区域内にある者であつて<u>国民年金手帳</u>を所持しているものにあつては、<u>国民年金手帳</u></p> <p>3 (略)</p>

(年金手帳の様式を定める省令の廃止)

第六条 年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)は、廃止する。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第七条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第七十一条 (略)</p> <p>(日雇労働被保険者となつたことの届出)</p> <p>2 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書を提示したときは、前項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第七十一条 (略)</p> <p>(日雇労働被保険者となつたことの届出)</p> <p>2 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書を提示したときは、前項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

第八条 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

附則

(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)
 第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条(第一項第三号及び第四号を除く。)、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条(第二項を除く。)、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条(第二項を除く。)並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(略) 第十六条第二項 第一号及び第二 十八条第二項第 一号</p>	<p>国民年金手帳</p>	<p>前項の規定により同 項の請求書に基礎年 金番号を記載する者 にあつては、基礎年 金番号通知書その他 の基礎年金番号を明 らかにすることがで きる書類</p>
---	---------------	--

改正前

附則

(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)
 第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条(第一項第三号及び第四号を除く。)、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条(第二項を除く。)、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条(第二項を除く。)並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(略) 第十六条第二項 第一号及び第二 十八条第二項第 一号</p>	<p>国民年金手帳</p>	<p>前項の規定により同 項の請求書に基礎年 金番号を記載する者 にあつては、国民年 金手帳その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類</p>
---	---------------	---

第三十三條第二項第一号	障害年金の国民年金証書	第三十二條第二項第一号及び第四十條第二項第一号	(略)	老齡年金又は通算老齡年金以外の年金の国民年金証書	前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他	第十六條の二	(略)	ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第三十三條第二項第一号	障害年金の国民年金証書	第三十二條第二項第一号及び第四十條第二項第一号	(略)	老齡年金又は通算老齡年金以外の年金の国民年金証書	前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	第十六條の二	(略)	ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

<p>(略)</p> <p>第三十六条の二</p>	<p>(略)</p> <p>これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更にあつては、障害年金の国民年金証書を添えることを要しない。</p>	<p>(略)</p> <p>厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p>	<p>第三十四条第一号</p> <p>障害年金の国民年金証書</p>	<p>(略)</p>
				<p>第四十一条第二項第一号及び第四十二条の二第二項第一号</p> <p>母子年金の国民年金証書</p>	<p>(略)</p> <p>前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の</p>

<p>(略)</p> <p>第三十六条の二</p>	<p>(略)</p> <p>これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更にあつては、障害年金の国民年金証書を添えることを要しない。</p>	<p>(略)</p> <p>厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>年金番号を明らかにすることができる書類</p>	<p>第三十四条第一号</p> <p>障害年金の国民年金証書</p>	<p>(略)</p>
				<p>第四十一条第二項第一号及び第四十二条の二第二項第一号</p> <p>母子年金の国民年金証書</p>	<p>(略)</p> <p>前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎</p>

第四十九條 (略)	第四十二條	(略)	第四十二條の三 第一号、第四十 三条第一号並び に第四十四條第 一項第一号及び 第二項第一号	(略)	母子年金の国民年金 証書	昭和三十九年改正政 令第四條の三	(略)	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	の基礎年金番号を明 らかにすることがで きる書類
									ならない。
ならない。	ならない。	ならない。	ならない。	ならない。	ならない。	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	昭和三十九年改正政 令第四條の三	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	ならない。この場合

第四十九條 (略)	第四十二條	(略)	第四十二條の三 第一号、第四十 三条第一号並び に第四十四條第 一項第一号及び 第二項第一号	(略)	母子年金の国民年金 証書	令第四條の二	(略)	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	年金番号を明らかに することができ書 類
									ならない。
ならない。	ならない。	ならない。	ならない。	ならない。	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	昭和三十九年改正政 令第四條の二	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	昭和三十九年改正政 令第一條の規定によ る改正前の令第四條 の三	ならない。この場合

	<p>第五十三条 (略)</p>	<p>第五十四条</p>
	<p>(略) ならない。</p>	<p>(略) ならない。</p>
<p>において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>

	<p>第五十三条 (略)</p>	<p>第五十四条</p>
	<p>(略) ならない。</p>	<p>(略) ならない。</p>
<p>において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>ならない。この場合において、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>

第六十条の三 (略)	第五十五条 又は第四十七条第一項	第五十五条第一項	遺児年金の国民年金証書	第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	第六十条の三 (略)	ならない。
		、第四十七条第一項 又は昭和六十年改正 法附則第十一条第三 項	届書に基礎年金番号 を記載する者にあつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができ書 類	基礎年金番号通知書 その他の基礎年金番 号を明らかにするこ とができる書類	ならない。この場合 において、当該申請 書に基礎年金番号を 記載するときは、当 該申請書に基礎年金 番号通知書その他の 基礎年金番号を明ら かにすることができ る書類を添えなけれ ばならない。		

第六十条の三 (略)	第五十五条及び 第五十八条第一 項	第五十五条第一項	遺児年金の国民年金証書	第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	第六十条の三 (略)	ならない。
		、第四十七条第一項 又は昭和六十年改正 法附則第十一条第三 項	届書に基礎年金番号 を記載する者にあつ ては、国民年金手帳 その他の基礎年金番 号を明らかにするこ とができる書類	国民年金手帳その他 の基礎年金番号を明 らかにすることがで きる書類	ならない。この場合 において、当該申請 書に基礎年金番号を 記載するときは、当 該申請書に国民年金 手帳その他の基礎年 金番号を明らかにす ることができ書類 を添えなければなら ない。		

第八十五条 (略)	第六十条の五第一号	第六十条の四	
	寡婦年金の国民年金証書		
6 第二章の規定による年金給付の選		(略)	
6 第二章の規定による年金給付の選	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第八十五条 (略)	第六十条の五第一号	第六十条の四	
	寡婦年金の国民年金証書		
6 第二章の規定による年金給付の選		(略)	
6 第二章の規定による年金給付の選	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。

7 第二章の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書

択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。

7 第二章の規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添え

に添えることを要しないものとする。

(略)

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)
第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。) から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。) まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。) から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。) 附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。) 附則第三十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第二項

四

加給年金額の対

四

加給年金額の対

(略)

ることを要しないものとする。

(略)

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)
第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。) から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。) まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。) から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。) 附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。) 附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第二項

四

加給年金額の対

四

加給年金額の対

(略)

象者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることが出来る市町村長の証明書又は戸籍の抄本

象者があるときは、次に掲げる書類
イ 加給年金額の対象者の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により加給年金額の対象者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
ロ 加給年金額の対象者と請求者との身分関係を明らかにすることが出来る市町村長の証明書又は戸籍の抄本
四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

象者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることが出来る市町村長の証明書又は戸籍の抄本

象者があるときは、次に掲げる書類
イ 加給年金額の対象者の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により加給年金額の対象者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
ロ 加給年金額の対象者と請求者との身分関係を明らかにすることが出来る市町村長の証明書又は戸籍の抄本
四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

第三十条の二第二項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十三条の二まで	(略)	(略)	第三十条の二第二項	第三十条第二項第一号、第四十条の二第二項第一号及び附則第十項第一号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
				(略)	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	

第三十条の二第二項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十三条の二まで	(略)	(略)	第三十条の二第二項	第三十条第二項第一号、第四十条の二第二項第一号及び附則第十項第一号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
				(略)	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	

、第三十四条第一項、第三十四条の二、第三十九条第一項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五、第四十三条の五十一第一項、第四十四条の二第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十条の二、第五十五条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五

、第三十四条第一項、第三十四条の二、第三十九条第一項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五、第四十三条の五十一第一項、第四十四条の二第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十条の二、第五十五条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五

(略)	(略)	第四十三條の二 第一項及び附則 第九項	(略)	(略)	第三十四條第一 項	条の六、第七十 二條第一項、第 七十六條の三第 一項、第七十六 條の六第一項、 第七十六條の七 第一項及び第七 十六條の十四第 一項
						第一項から第三項ま での規定又は交渉法 第二十條
(削る)	(略)	一 請求者の生年月 日及び住所 二 年金手帳の厚生 年金保険の記号番 号	(略)	(略)	第三十四條第一 項	条の六、第七十 二條第一項、第 七十三條第二項 、第七十六條の 三第一項、第七 十六條の六第一 項、第七十六條 の七第一項、第 七十六條の十四 第一項及び第七 十六條の十五第 二項
						一 氏名、生年月日 及び住所 二 個人番号又は基 礎年金番号

(削る)	(略)	第四十三條の二 第一項第二号及 び附則第九項第 二号	(略)	(略)	第三十四條第一 項	条の六、第七十 二條第一項、第 七十三條第二項 、第七十六條の 三第一項、第七 十六條の六第一 項、第七十六條 の七第一項、第 七十六條の十四 第一項及び第七 十六條の十五第 二項
						取得した者
(略)	(略)	年金手帳の厚生年金 保険の記号番号	(略)	(略)	第三十四條第一 項	取得した者(既に国 民年金法施行規則第 十條第一項第二号又 は第三項の規定によ
						基礎年金番号

(削る)	
------	--

(旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)
 第二十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条(第一項第六号を除く。)から第五十五条(第一項第四号を除く。)まで、第五十六条(第一項第三号を除く。)、第五十六条ノ二(第三号を除く。)、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十条ノ二(第一項第五号を除く。)まで、第六十八条ノ三から第

(略)							
項 第八十一条第二	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">又は年金手帳若しくは年金証書を</td> <td style="width: 40%;">年金手帳(その者が法又は船員保険法による老齢に關し支給する保険給付の受給権者である場合には提出された年金手帳及び年金証書の記号番号)</td> <td style="width: 30%;">又は</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年金手帳</td> <td></td> </tr> </table>	又は年金手帳若しくは年金証書を	年金手帳(その者が法又は船員保険法による老齢に關し支給する保険給付の受給権者である場合には提出された年金手帳及び年金証書の記号番号)	又は		年金手帳	
又は年金手帳若しくは年金証書を	年金手帳(その者が法又は船員保険法による老齢に關し支給する保険給付の受給権者である場合には提出された年金手帳及び年金証書の記号番号)	又は					
	年金手帳						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">又は</td> <td style="width: 40%;">年金手帳</td> <td style="width: 30%;">同令</td> </tr> </table>	又は	年金手帳	同令			
又は	年金手帳	同令					

(旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)
 第二十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条(第一項第六号を除く。)から第五十五条(第一項第四号を除く。)まで、第五十六条(第一項第三号を除く。)、第五十六条ノ二(第三号を除く。)、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十条ノ二(第一項第五号を除く。)まで、第六十八条ノ三から第

六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条の十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八十八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条第一項	(略)
五 法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日	五 法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日
	五ノ二 配偶者ガ年金制度ノ機能強化のためノ国民年金

六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条の十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八十八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条第一項	(略)
五 法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日	五 法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日
	五ノ二 配偶者ガ平成八年改正省令第一条ノ規定ニ依ル

第五十条第二項 (略)		
	六 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲ ンファイルム	
	六 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲ ンファイルム	法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年改正省令ト称ス）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第十条第一項又ハ令和三年改正省令第二条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項ノ規定ニ依リ基礎年金番号通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号

第五十条第二項 (略)		
	六 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲ ンファイルム	
	六 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲ ンファイルム	改正後ノ国民年金法施行規則第一条各号ニ規定スル者ノ一ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号

<p>第八十一条第二項、第八十一条ノ二第一項及び第八十一条ノ四</p>	<p>(略)</p>	<p>第五十条第二項第一号及び第六十八条ノ二第二項第一号</p>	
<p>一 請求者ノ氏名、生年月日及住所</p>	<p>被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ年金手帳（年金手帳ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）</p>	<p>年金手帳（年金手帳ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）</p>	
<p>一 請求者ノ氏名、生年月日及住所 一ノ二 請求者ガ令和三年改正省令第</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>	<p>六ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ配偶者ノ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>

<p>第八十一条第二項、第八十一条ノ二第一項及び第八十一条ノ四</p>	<p>(略)</p>	<p>第五十条第二項第一号及び第六十八条ノ二第二項第一号</p>	
<p>一 請求者ノ氏名、生年月日及住所</p>	<p>被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ年金手帳（年金手帳ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）</p>	<p>年金手帳（年金手帳ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）</p>	
<p>一 請求者ノ氏名、生年月日及住所 一ノ二 請求者ガ平成八年改正省令第</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>	<p>六ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ配偶者ノ国民年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>

第一項	第八十一条第三項
	<p>三 被保険者又ハ被 保険者タリシ者ノ 死亡ニ関シ市町村 長ニ提出シタル死 亡診断書、死体検 案書若ハ検視調書 ニ記載シアル事項 ノ市町村長ノ証明 書又ハ之ニ代ルベ キ書類</p>
<p>四條ノ規定ニ依ル 改正後ノ国民年金 法施行規則第十條 第一項又ハ令和三 年改正省令第二條 ノ規定ニ依ル改正 後ノ厚生年金保険 法施行規則第八十 一條第一項ノ規定 ニ依リ基礎年金番 号通知書ノ交付ヲ 受ケタル者ニ該當 スルモノニ在リテ ハ個人番号又ハ基 礎年金番号</p>	<p>三 被保険者又ハ被 保険者タリシ者ノ 死亡ニ関シ市町村 長ニ提出シタル死 亡診断書、死体検 案書若ハ検視調書 ニ記載シアル事項 ノ市町村長ノ証明 書又ハ之ニ代ルベ キ書類</p> <p>三ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求 書ニ請求者ノ基礎 年金番号ヲ記載ス ル者ニ在リテハ基 礎年金番号通知書</p>
第一項	第八十一条第三項
	<p>三 被保険者又ハ被 保険者タリシ者ノ 死亡ニ関シ市町村 長ニ提出シタル死 亡診断書、死体検 案書若ハ検視調書 ニ記載シアル事項 ノ市町村長ノ証明 書又ハ之ニ代ルベ キ書類</p>
<p>一條ノ規定ニ依ル 改正後ノ国民年金 法施行規則第一條 各号ニ規定スル者 ノ一ニ該當スルモ ノニ在リテハ個人 番号又ハ基礎年金 番号</p>	<p>三 被保険者又ハ被 保険者タリシ者ノ 死亡ニ関シ市町村 長ニ提出シタル死 亡診断書、死体検 案書若ハ検視調書 ニ記載シアル事項 ノ市町村長ノ証明 書又ハ之ニ代ルベ キ書類</p> <p>三ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求 書ニ請求者ノ基礎 年金番号ヲ記載ス ル者ニ在リテハ国 民年金手帳其ノ他</p>

第八十一条ノ二	一 請求者ガ法第二	一 請求者ガ法第二	<p>(略)</p> <p>第八十一条ノ二 第一項及び第八 十一条ノ四第一 項</p>	<p>八 請求者ト同順位 ノモノアルトキハ 其ノ者ノ氏名及生 年月日並ニ其ノ者 ト被保險者又ハ被 保險者タリシ者ト ノ続柄又ハ關係</p>	<p>八 請求者ト同順位 ノモノアルトキハ 其ノ者ノ氏名及生 年月日並ニ其ノ者 ト被保險者又ハ被 保險者タリシ者ト ノ続柄又ハ關係</p> <p>八ノ二 請求者ト同 順位ノモノアル場 合ニ於テ其ノ者ガ 令和三年改正省令 第四条ノ規定ニ依 ル改正後ノ国民年 金法施行規則第十 一条第一項又ハ令和 三年改正省令第二 条ノ規定ニ依ル改 正後ノ厚生年金保 険法施行規則第八 十一条第一項ノ規 定ニ依リ基礎年金 番号通知書ノ交付 ヲ受ケタル者ニ該 当スルモノナルト キハ個人番号又ハ 基礎年金番号</p>	<p>其ノ他ノ基礎年金 番号ヲ証スルニ足 ル書類</p>
第八十一条ノ二	一 請求者ガ法第二	一 請求者ガ法第二	<p>(略)</p> <p>第八十一条ノ二 第一項及び第八 十一条ノ四第一 項</p>	<p>八 請求者ト同順位 ノモノアルトキハ 其ノ者ノ氏名及生 年月日並ニ其ノ者 ト被保險者又ハ被 保險者タリシ者ト ノ続柄又ハ關係</p>	<p>八 請求者ト同順位 ノモノアルトキハ 其ノ者ノ氏名及生 年月日並ニ其ノ者 ト被保險者又ハ被 保險者タリシ者ト ノ続柄又ハ關係</p> <p>八ノ二 請求者ト同 順位ノモノアル場 合ニ於テ其ノ者ガ 平成八年改正省令 第一条ノ規定ニ依 ル改正後ノ国民年 金法施行規則第一 条各号ニ規定スル 者ノ一ニ該当スル モノナルトキハ個 人番号又ハ基礎年 金番号</p>	<p>ノ基礎年金番号ヲ 証スルニ足ル書類</p>

<p>第八十一条ノ四 第二項</p>	<p>第二項</p>
<p>三 請求当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本</p>	<p>十三條ノ二第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本</p>
<p>三 請求当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本 三ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載ス</p>	<p>十三條ノ二第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本 一ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類 一ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ国民年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>
<p>第八十一条ノ四 第二項</p>	<p>第二項</p>
<p>三 請求当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本</p>	<p>十三條ノ二第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本</p>
<p>三 請求当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本 三ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載ス</p>	<p>十三條ノ二第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル当時ニ於ケル請求者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本 一ノ二 前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ国民年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類</p>

2

(略)

ル者ニ在リテハ基
礎年金番号通知書
其ノ他ノ基礎年金
番号ヲ証スルニ足
ル書類

2

(略)

ル者ニ在リテハ国
民年金手帳其ノ他
ノ基礎年金番号ヲ
証スルニ足ル書類

(国民年金基金規則の一部改正)

第九条 国民年金基金規則(平成二十二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入の申出) 第七条 (略)</p> <p>2 次の各号に規定する者にあつては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法附則第五條第十一項の規定により第一号被保険者とみなされる者(同条第一項第二号に掲げる者に限る。)にあつては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>(在外邦人による加入の申出)</p> <p>第七条の二 法附則第五條第十二項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五條第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格喪失の届出)</p> <p>第八条 法第二百二十七條の二において準用する法第十二條第一項の規定による加入員の資格の喪失の届出(法第九條第一号若しくは第三号又は法附則第五條第五項第一号若しくは第四号に該当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除く。)は、当該事実のあつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(加入の申出) 第七条 (略)</p> <p>2 次の各号に規定する者にあつては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法附則第五條第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者(同条第一項第二号に掲げる者に限る。)にあつては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>(在外邦人による加入の申出)</p> <p>第七条の二 法附則第五條第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五條第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格喪失の届出)</p> <p>第八条 法第二百二十七條の二において準用する法第十二條第一項の規定による加入員の資格の喪失の届出(法第九條第一号若しくは第三号又は法附則第五條第六項第一号若しくは第四号に該当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除く。)は、当該事実のあつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(加入員証の交付)

第三十九条 基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五條第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一〜四 (略)

2 基金は、法附則第五條第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

3 基金は、法附則第五條第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

(加入員証の交付)

第三十九条 基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五條第十二項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一〜四 (略)

2 基金は、法附則第五條第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

3 基金は、法附則第五條第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第十三条第三項の一時金の支給の申請) 第十三条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 六 (略)</p> <p>七 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を所持しているときは、当該書類</p> <p>八・九 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民年金対象残留期間を有する者の申出) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特例追納の申出等) 第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第十三条第三項の一時金の支給の申請) 第十三条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 六 (略)</p> <p>七 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳</p> <p>八・九 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民年金対象残留期間を有する者の申出) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特例追納の申出等) 第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(老齡基礎年金等の額の改定の請求)

第十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らか
にすることができる書類

二 (略)

(老齡基礎年金等の額の改定の請求)

第十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす
ることができる書類

二 (略)

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(新厚年資格取得者に係る基礎年金番号通知書に関する経過措置)</p> <p>第二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(次項、次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>2 新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合には、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。)」とあるのは「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同条第二項各号」とあるのは「国民年金法施行規則第十条第二項各号」とする。</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>	<p>附則</p> <p>(新厚年資格取得者に係る年金手帳に関する経過措置)</p> <p>第二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(次項、次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による年金手帳の提出を要しないものとする。</p> <p>2 新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合には、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条第一項第二号又は第三項の規定により年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)」とあるのは「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」とあるのは「年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)」とする。</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

五の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

六〇十 (略)

三〇五 (略)

(支給停止解除の申請)

第十九条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(支給停止解除の申請)

第二十九条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

五の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

六〇十 (略)

三〇五 (略)

(支給停止解除の申請)

第十九条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(支給停止解除の申請)

第二十九条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇八 (略)

3 (略)

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第三十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3・4 (略)

(配偶者を有するに至つた場合の届出)

第三十一条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十九条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・七 (略)

3・4 (略)

(遺族共済年金に係る転給の申請)

第四十一条 (略)

第三十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

3・4 (略)

(配偶者を有するに至つた場合の届出)

第三十一条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十九条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・七 (略)

3・4 (略)

(遺族共済年金に係る転給の申請)

第四十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 所在不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 〇七 (略)

(所在不明とされた者の申請)

第四十二条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族共済年金の支給の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び遺族共済年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができなるときに限る。）」と読み替えるものとする。

(退職年金の裁定の請求)

第四十五条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 所在不明である受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 〇七 (略)

(所在不明とされた者の申請)

第四十二条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族共済年金の支給の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び遺族共済年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができなるときに限る。）」と読み替えるものとする。

(退職年金の裁定の請求)

第四十五条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 (略)

- 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら
かにすることができる書類
- 三〇六 (略)

(障害による退職年金の停止の解除の申請)

第四十六条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - 一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら
かにすることができる書類
 - 二・三 (略)

(退職年金の額の改定の請求)

第四十七条 (略)

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら
かにすることができる書類

(支給停止解除の申請)

第四十九条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら
かにすることができる書類
- 三・四 (略)

- 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす
ることができる書類
- 三〇六 (略)

(障害による退職年金の停止の解除の申請)

第四十六条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - 一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす
ることができる書類
 - 二・三 (略)

(退職年金の額の改定の請求)

第四十七条 (略)

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす
ることができる書類

(支給停止解除の申請)

第四十九条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす
ることができる書類
- 三・四 (略)

(支給停止解除の申請)

第五十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 六 (略)

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第五十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(障害年金の額の改定の請求)

第五十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(遺族年金に係る転給の申請)

第六十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 所在不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の基礎

(支給停止解除の申請)

第五十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 六 (略)

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第五十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三 (略)

(障害年金の額の改定の請求)

第五十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(遺族年金に係る転給の申請)

第六十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 所在不明である受給権者の国民年金手帳その他の基礎年金番

年金番号を明らかにすることができる書類
二（七）（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十四条の二 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうちに限り。）」と読み替えるものとする。

（他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによる遺族年金の改定の請求）

第六十五条（略）

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一（略）

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

号を明らかにすることができる書類
二（七）（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十四条の二 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうちに限り。）」と読み替えるものとする。

（他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによる遺族年金の改定の請求）

第六十五条（略）

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一（略）

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(遺族年金の額の改定の請求)

第六十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(扶養遺族不該当の届出)

第六十七条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(通算遺族年金に係る転給の申請)

第六十八条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 行方不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該

受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 七 (略)

(所在不明とされた者の申請)

第六十九条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の

規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の第三項の

(遺族年金の額の改定の請求)

第六十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(扶養遺族不該当の届出)

第六十七条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(通算遺族年金に係る転給の申請)

第六十八条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 行方不明である受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権

者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 七 (略)

(所在不明とされた者の申請)

第六十九条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の

規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の第三項の

規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の基礎年金番号通知書その他の当該子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうきに限る。）」と読み替えるものとする。

（支給停止解除の申請）

第七十条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一（略）

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三（略）

規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の国民年金手帳その他の当該子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうきに限る。）」と読み替えるものとする。

（支給停止解除の申請）

第七十条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一（略）

二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三（略）

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令の一部改正)

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令(平成十一年厚生省令第五十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二十三号）附則第二項の規定により同項の政令で定める額の還付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、<u>基礎年金番号</u>通知書その他の<u>基礎年金番号</u>を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二十三号）附則第二項の規定により同項の政令で定める額の還付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、<u>国民年金手帳</u>を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十三条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(新厚年資格取得者に係る基礎年金番号通知書に関する経過措置)</p> <p>第二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(以下「新厚年資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>2 新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。)」とあるのは「平成十三年統合法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同条第二項各号」とあるのは「国民年金法施行規則第十条第二項各号」とする。</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(新厚年資格取得者に係る年金手帳に関する経過措置)</p> <p>第二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(以下「新厚年資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による年金手帳の提出を要しないものとする。</p> <p>2 新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合には、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第十条の規定により年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)」とあるのは「平成十三年統合法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」とあるのは「年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)」とする。</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

二の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

四の二 前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五〽八 (略)

3〽6 (略)

(障害共済年金の額の改定の請求)

第二十五条 (略)

2 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出)

第二十五条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

(遺族共済年金の転給等の請求)

第三十一条 (略)

二の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四 (略)

四の二 前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五〽八 (略)

3〽6 (略)

(障害共済年金の額の改定の請求)

第二十五条 (略)

2 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出)

第二十五条の二 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

(遺族共済年金の転給等の請求)

第三十一条 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 所在不明である者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 〓七 (略)

(遺族年金の支給調整事由消滅の届出)

第四十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 (略)

(併給の調整による支給停止の解除の申請等)

第五十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 〓九 (略)
- 3 〓5 (略)

第五十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 所在不明である者の年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 〓七 (略)

(遺族年金の支給調整事由消滅の届出)

第四十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 (略)

(併給の調整による支給停止の解除の申請等)

第五十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 〓九 (略)
- 3 〓5 (略)

第五十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者

3
三六(略)
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3
三六(略)
にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第十四条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(令第二条第一項の規定による保険料の還付請求)</p> <p>第一条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号。以下「令」という。)第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったものとみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料(当該期間に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の還付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書に、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の<u>基礎年金番号</u>を明らかにすることができ<u>る書類を添えて</u>、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例追納の申出等)</p> <p>第二条 令第八条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の<u>基礎年金番号</u>を明らかにすることができる書類を添えて、これを日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 一四 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(老齢基礎年金の額の改定の請求)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>	<p>(令第二条第一項の規定による保険料の還付請求)</p> <p>第一条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号。以下「令」という。)第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったものとみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料(当該期間に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の還付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書に、<u>国民年金手帳</u>を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例追納の申出等)</p> <p>第二条 令第八条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、<u>国民年金手帳</u>を添えて、これを日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 一四 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(老齢基礎年金の額の改定の請求)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>

二 (略)
にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)
にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四

十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正)

第十六条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者 にあつては、<u>基礎年金番号</u>通知書その他の基礎年金番号を明らかに することができる書類</p> <p>二 (略)</p>	<p>(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者 にあつては、<u>年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにするこ とができる書類</p> <p>二 (略)</p>

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に
基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第十七条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する
法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第八号）の
一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の納付の申出等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(令附則第四条第一項の申出)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申出書に配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>(保険料の納付の申出等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(令附則第四条第一項の申出)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第十八条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の

一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の請求) 第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 五 (略)</p> <p>3 6 (略)</p> <p>(不支給事由該当の届出) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>(氏名変更の届出) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住所変更の届出)</p>	<p>(認定の請求) 第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 五 (略)</p> <p>3 6 (略)</p> <p>(不支給事由該当の届出) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>(氏名変更の届出) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住所変更の届出)</p>

<p>第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(払渡方法等の変更の届出)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(払渡方法等の変更の届出)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(所在不明の届出等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、<u>老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書</u>その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(所在不明の届出等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、<u>老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳</u>その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(死亡の届出)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 <u>老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書</u>その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(死亡の届出)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 <u>老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳</u>その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

第十五条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四 (略)

3 (略)

(認定の請求)

第十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・五 (略)

3・6 (略)

(不支給事由該当の届出)

第十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第二十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

第十五条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四 (略)

3 (略)

(認定の請求)

第十七条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・五 (略)

3・6 (略)

(不支給事由該当の届出)

第十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第二十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

<p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(住所変更の届出)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(住所変更の届出)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(払渡方法等の変更の届出)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、<u>基礎年金番号通知書</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(払渡方法等の変更の届出)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、<u>国民年金手帳</u>その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(所在不明の届出等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の<u>基礎年金番号通知書</u>その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(死亡の届出)</p>	<p>(所在不明の届出等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の<u>国民年金手帳</u>その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(死亡の届出)</p>

第二十八条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書
その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 (略)

3 5 (略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書
その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 (略)

(認定の請求)

第三十二条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、基礎年金番号通知書
その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 5 (略)

3 6 (略)

(不支給事由該当の届出)

第三十四条 (略)

第二十八条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳
その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 (略)

3 5 (略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳
その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 (略)

(認定の請求)

第三十二条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者
にあつては、国民年金手帳
その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 5 (略)

3 6 (略)

(不支給事由該当の届出)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第三十八条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(住所変更の届出)

第三十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

第四十一条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第四十二条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第三十八条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(住所変更の届出)

第三十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

第四十一条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第四十二条 (略)

<p>2 前項の届書には、障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>2 前項の届書には、障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>
<p>(死亡の届出) 第四十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(死亡の届出) 第四十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>
<p>(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求) 第四十五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求) 第四十五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(認定の請求) 第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>	<p>(認定の請求) 第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>

にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇四 (略)

三〇六 (略)

(不支給事由該当の届出)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第五十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(住所変更の届出)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

第五十七条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者に

にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三〇四 (略)

三〇六 (略)

(不支給事由該当の届出)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(氏名変更の届出)

第五十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(住所変更の届出)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

第五十七条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者に

あつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第五十八条 (略)

2 前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(死亡の届出)

第五十九条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

第六十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四 (略)

3 (略)

あつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(所在不明の届出等)

第五十八条 (略)

2 前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

(死亡の届出)

第五十九条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 (略)

3 (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

第六十一条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四 (略)

3 (略)

(添付書類の省略等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一章から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを要しないものとする。

5 (略)

(添付書類の省略等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一章から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを要しないものとする。

5 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(国民年金手帳の交付を受けている者等に係る基礎年金番号通知書の交付等に関する経過措置)

第二条 厚生労働大臣は、この省令による改正後の国民年金法施行規則(以下「改正後国年則」という。)

第十条第一項及びこの省令による改正後の厚生年金保険法施行規則(以下「改正後厚年則」という。)

八十一条第一項の規定にかかわらず、年金手帳既交付者(この省令の施行の際現に国民年金手帳(年金制

度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号。以下この条において

「令和二年改正法」という。)

第二条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号

以下この条において「旧法」という。)

第十三条第一項(旧法附則第五条第四項、令和二年改正法附則

第四十八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第

十一条第五項及び令和二年改正法第八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第四百四号)附則第二十三条第五項において準用する場合を含む。)

二項に規定する国民年金手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び通知書既交付者（この省令の施行の際現に通知書（この省令による改正前の国民年金法施行規則（以下「改正前国年則」という。）第八十三条の八第一項に規定する基礎年金番号に関する通知書をいう。以下同じ。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）に対しては、改正後国年則第十条第一項及び改正後厚年則第八十一条第一項の規定による基礎年金番号通知書の交付は行わないものとする。

第三条 年金手帳既交付者は、国民年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2 年金手帳既交付者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名（国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は基礎年金番号

三 国民年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

第四条 通知書既交付者は、通知書を滅失し、若しくは毀損したとき又は通知書に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2 通知書既交付者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名（通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 通知書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

第五条 厚生労働大臣は、前二条の規定により基礎年金番号通知書の交付の申請書を受理したときは、基礎年金番号通知書を作成し、これを年金手帳既交付者又は通知書既交付者に交付しなければならない。

（国民年金手帳の交付を受けている者等に係る国民年金手帳の使用等に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。

2 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係るこの省令による改正後の船員保険法施行規則第二百二十九条第一項第二号及び第三項第三号並びに第三百一十一条第一項第二号及び第二項第四号の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二百二十九条第一項第二号</p>	<p>国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者</p>	<p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）による改正前の国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号。第三項並びに第三百一十一条第一項及び第二項において「改正前国年則」という。）第一条各号に規定する者のいずれかに該当するもの</p>
<p>第二百二十九条第三</p>	<p>国民年金法施行規則第十条第一項又は</p>	<p>改正前国年則第一条各号に規定する者の</p>

<p>項第三号</p>	<p>厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、基礎年金番号通知書</p>	<p>いずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳</p>
<p>第百三十一条第一項第二号</p>	<p>国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者</p>	<p>改正前国年則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するもの</p>
<p>第百三十一条第二項第四号</p>	<p>国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、基礎年金番号通知書</p>	<p>改正前国年則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳</p>

(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係る国民年金法第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、改正後国年則第一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる記号番号をいう。

- 一 年金手帳既交付者 国民年金手帳の記号番号
- 二 通知書既交付者 通知書に記載された記号番号

(国民年金手帳の再交付の申請をしている者に係る基礎年金番号通知書の交付に関する経過措置)

第八条 この省令の施行の際現に改正前国年則第十一条第一項及びこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則第十一条第一項の規定により行われている国民年金手帳の再交付の申請については、この省令の施行の日以後は、改正後国年則第十一条第一項の規定により行われた基礎年金番号通知書の再交付の申請とみなすことができる。